

児童虐待から子どもたちを守りましょう

平成26年3月 北海道教育委員会

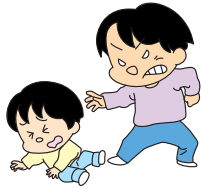
児童虐待とは

「児童虐待」とは、保護者が子どもに対して身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことなどによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達をそこなう行為のことをいいます。

身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼしたりするような行為をすることです。

- ・ 殴る、蹴る、突き飛ばす
- ・ 首を絞める
- ・ タバコの火を押しつける
- ・ 冬に戸外に閉め出す など



性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、させることです。

- ・ 子どもと性交したり、身体に触ったりする
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ ポルノグラフィーの被写本にする など

ネグレクト(養育の怠慢・拒否)

子どもの心身の健やかな発達をそこなうなどの不適切な養育、監護の怠慢、あるいは子どもの安全に対する重大な不注意や無関心のことです。

- ・ 適切な食事を与えない
- ・ 汚れた衣服を着続けさせる
- ・ 病気でも医師に診せない
- ・ 登校させない
- ・ 乳幼児を車に放置する
- ・ 捨て子、置き去りにする など



心理的虐待

ことばによる脅かしや拒否的態度などで子どもの心を傷つける行為のことです。

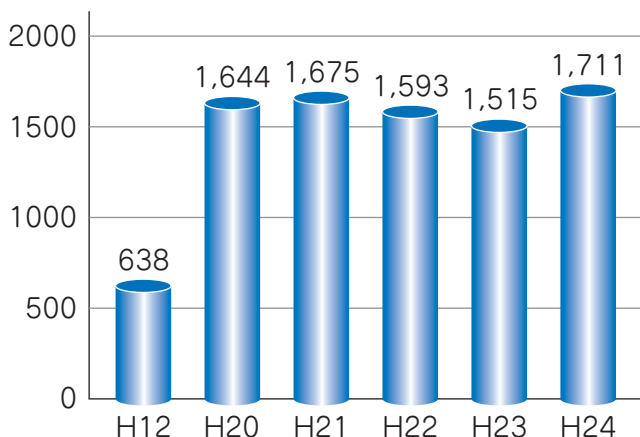
- ・ 「おまえなんか生まれてこなければよかった」、「死んでしまえ」などと言う
- ・ 他のきょうだいと著しく差別する
- ・ 配偶者に暴力をふるう など
(直接的に加えられた行為でなくとも、著しい心理的外傷を与えるもの)



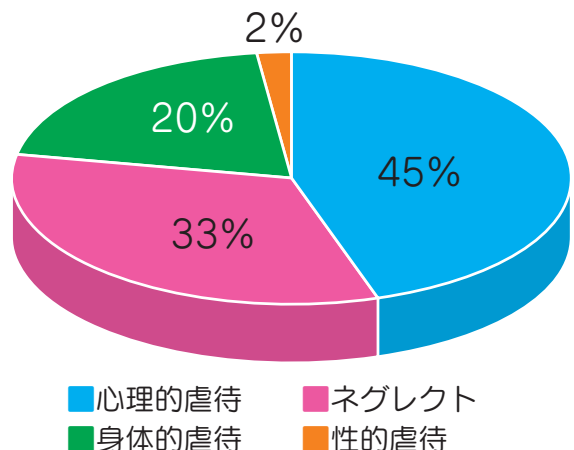
児童虐待の実態について

全国の児童相談所における虐待相談件数は年々増加し、平成24年度は66,807件となっています。北海道では、ここ数年減少傾向にありましたが、平成24年度は、前年度に比べ196件増加し、過去最高の1,711件となっています。

児童虐待相談の対応件数の推移(北海道)



平成24年度虐待の内容別相談対応件数



家庭や地域での早期発見のポイント

子どもの様子

- 身体に不自然な傷やあざ、火傷などがある
- 極端にやせていたり、身長が低く、年齢相応でない
- 食事をきちんと与えられていない
- 夜遅くまで外で遊んでいる。不自然な時間に徘徊している
- 季節に合わない服装をしていたり、衣類がいつも汚れていて身体も不潔である
- 理由もなく、学校や幼稚園を休んでいる姿をよく見かける
- 近所で悪質ないたずらや万引きを繰り返している等の噂を耳にする
- 保護者の顔色を窺う反面、保護者がいなくなると保護者への関心を示さない
- 表情が乏しかったり、暗い顔をしている



保護者などの様子

- 子どもの健康状態に注意を払わず、病気になっても医者に診せようとししない
- 小さな子どもを置いたまま頻繁に外出している
- 心身の状態が悪く（慢性疾患・精神疾患など）、子育てが負担になっている
- 困ったときに相談にのってくれる人が身近にいない、孤立した状況にある
- 夫婦関係や経済的状態からくる生活上のストレスが伺われる
- 寝具や衣類等、清潔への配慮がなされておらず、部屋の中が乱雑だったりする
- 極端に偏った育児観や教育観を持ち、それを押しつけたり、体罰を肯定している
- 子どもの養育について拒否的であったり、子どもの扱い方が乱暴である
- 子どもに対する言葉が乱暴で、行動等を力で制しようとする

あれ？と思った時には！

もしかしたら間違いかも？といった虐待の疑いでも、通告はためらわず！ 通告への抵抗感は誰にでもあります。しかし、「あの時通告していれば」と思い、後悔する場合があります。

虐待を受けたと
思われる
子どもがいたら

ご自身が出産や
子育てに悩んだら

子育てに悩む
親がいたら

児童相談所(全国共通ダイヤル)や市町村の窓口へ連絡・相談ください。

虐待と思ったらすぐに全国共通ダイヤルへ（最寄りの児童相談所へつながります）

0570-064-000

連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。また連絡は、匿名で行うことも可能です。